

令和元年

第 1 3 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和元年 1 1 月 7 日

前橋市農業委員会

令和元年 第13回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和元年11月7日 午後3時02分
- ・閉会日時 令和元年11月7日 午後4時27分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員会室

・出席委員（24名）

1番	下田 将文	2番	市花 宏之	3番	矢端 晴美	4番	奥野 和子
5番	松島 敏男	6番	大島 俊典	7番	田島 悦夫	8番	星野 和幸
9番	小堀 清	10番	木村 謙	11番	関根 由彦	12番	澁澤 聖一
13番	坂庭 常男	14番	北爪 きよ子	15番	青木 朱美	16番	井上 隆
17番	萩原 秀治郎	18番	深町 富士雄	19番	岡田 重雄	20番	須田 一男
21番	石村 利夫	22番	江原 弘	23番	関口 喜弘	24番	堀越 恒弘

・事務局出席者

事務局長	木村 由美	補佐	瀬戸 浩	副主幹	深澤 直純	副主幹	内田 貴美
主任	井上 一則	主任	富澤 和則	主事	師田 美菜子	主事	小池 雪乃
臨時職員	宮田 厚子						

・付議事件

- (1) 議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第73号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（4条）
- (3) 議案第74号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第76号 公売農地の買受適格証明願について（耕作目的）
- (6) 議案第77号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について
- (5) 令和2年度前橋市農業施策等に関する意見の回答について

木村局長 全員お揃いになりましたので、これより令和元年第13回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者はおりません。従いまして在任委員24名、全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長 ◇（挨拶）

木村局長 会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりお願いいたします。

《堀越会長、議長に就任》

議長 それでは、令和元年第13回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。6番 大島俊典委員、7番 田島悦夫委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第72号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から10番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

小池主事 ◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

整理番号4番、5番、7番、10番は、農地法第5条の整理番号39番、42番、43番と関連があるため後で説明。

整理番号2番、耕作面積40a未満、農地法施行規則第2条第1項第1号不許可の例外。

整理番号8番、9番、解除条件付一般法人。

以上、整理番号1番から3番、6番、8番、9番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号4番、5番、7番、10番は5条申請と関連があるため後に5条申請と一括して審議を行なうこととし、1番から3番、6番、8番、9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長 全員賛成でありますので、議案第72号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号4番、5番、7番、10番は後に審議を行なうこととし、1番から3番、6番、8番、9番を許可とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第73号・農地法の規定による許可後の計画変更申請4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（議案書、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長 全員賛成でありますので、議案第73号・農地法の規定による許可後の計画変更申請4条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第74号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から5番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 議 長	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、変更内容、申請理由を朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 5 番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 7 4 号・農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可については、整理番号 1 番から 5 番までを承認とすることに決定いたします。
深澤副主幹	次に、議案第 7 5 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 4 3 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
議 長	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、申請理由を朗読、説明） 整理番号 3 9 番、4 2 番、4 3 番は、農地法第 3 条の整理番号 4 番、5 番、7 番、1 0 番と関連あるため後で説明。 以上、整理番号 1 番から 3 8 番、4 0 番、4 1 番は、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号 4 番については現地・面接調査を、2 1 番については現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
1 7 番委員 （4 班班長）	現地案内図 5 条の 4 番をご覧ください。申請地は前橋市富士見支所南に隣接する用途地域内にある第 3 種農地です。面接には本人と行政書士の方が来られました。申請会社は建設現場の仮設足場の設置を主な事業としていますが、現在利用中の置場では、隣地の住民からの苦情が多くあり、近隣住民への影響の少ない本申請地へ移転したいそうです。従業員は 7 名、売上は約 8 千万円だそうです。土地の造成整地は砂利を敷く程度で、現状のまま利用します。また西側に 2 m 位のフェンスを作る予定です。調査班としては、地目変更後の土地分譲ではないことの確認もとれ、被害防除対策も取られていることから、許可相当と判断いたしました。
議 長	現地案内図 5 条の 2 1 番をご覧ください。申請地は、前橋市大胡支所から南東約 640m に位置し、用途地域内にある第 3 種農地です。申請会社はログハウスのキット販売及び施工を行っており、それに付随する基礎工事も自社施工により件数が増えてきて、今後大型重機及び大型トラック、資材置場が必要になるため土地を探していたそうです。申請地は遊休農地であり、近隣への被害防除や用排水路の確認も出来ましたので、許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 3 9 番、4 2 番、4 3 番は 3 条申請と関連があるためこの後に一括して審議を行なうこととし、1 番から 3 8 番、4 0 番、4 1 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 7 5 号・農地法第 5 条の規定による許可申請については、整理番号 3 9 番、4 2 番、4 3 番は、3 条申請と関連があるためこの後に一括して審議を行なうこととし、1 番から 3 8 番、4 0 番、4 1 番を許可とすることに決定いたします。
	なお、3, 000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見

を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。

それでは、審議を保留にしました農地法第3条申請の整理番号4番、5番、7番、10番、農地法第5条申請の整理番号39番、42番、43番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

小池主事

◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

以上、整理番号4番、5番、10番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

整理番号7番、事務処理基準に基づく許可基準を満たしております。

深澤副主幹

◇（議案書、順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

以上、整理番号39番、42番、43番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長

なお、調査班による現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

17番委員
（4班班長）

現地案内図5条の39番、3条の7番、10番をご覧ください。申請地はJA前橋市本所から、北西約940mに位置し東側は宅地、他方向は畑に囲まれた農振地域内にある農地です。面接には申請人本人が来られました。申請地は地主の希望により農地を取得し、ミョウガ、ブルーベリー、柿を耕作し規模拡大を図りたいそうです。他にも10箇所の発電を所有しているそうです。申請の施設は49.5KWを180枚、単価32円、設置の費用は1080万円、年間約300万円の売上を見込んでいます。維持管理は第一テクノに任せるそうです。下部の農地には、ミョウガ、ブルーベリーを栽培し販売するそうです。東京電力の許可もとおり、子供さんにも跡継ぎとして農業をさせたいとのことですので、調査班としては営農意欲も認められ許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の42番、43番、3条の4番、5番をご覧ください。申請地は上毛電鉄新屋駅から北東440mに位置し、北側は田、東側は畑、南側は宅地と畑の第二種農地です。他の申請地は上毛電鉄新屋駅から北東約1000mに位置し、南側は宅地、他方面は畑に囲まれた農振農用地域にある農地です。面接には本人が来られました。申請地は遊休農地。申請理由は経済産業省の省エネ特措法に基づく認定を受け、その許可条件に於いて営農型太陽光発電を計画したそうです。申請地の発電量は200KW、単価24円、設置費用約2000万円、年間売り上げ400万円、維持管理は自分で行なうとの事です。下部の農地は柿と柚子を栽培し470kgの収穫量で販売予定。6年後を目標にしているそうです。調査班としては、本人の営農意欲も認められ、営農の確実性があると認め許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

11番委員

整理番号39番、営農経営収支（過去3年間）の29年度、30年度販売がありませんが。

富澤主任

申請者自身の販売の実績はなく、手伝ってもらっている法人に売っています。

11番委員

実績がほとんど無いのに認めてよいのですか。

富澤主任

販売をしていなくても8割以上の収穫があれば許可の要件になります。

11番委員

現実にそのような様子がないと思いますが。今回新しい所で何を栽培するのかわかりませんが。

富澤主任

既存の営農型太陽光につきましては農業委員さん、事務局の指導で改善が見受けられ前回は許可になりました。それを踏まえて今回同様の作物で申請がされています。

議 長 6 番委員 1 0 番委員	地元委員さん過去の許可地の状況はどうですか。 状況の説明。 前回の面接時に事務局からの指導で、前回の申請が認められましたが、1 年経たないと実績がまだ出ません、経過を観てからでないと。指導受けただけの状態です。
議 長	暫時休憩とします (※休憩)
議 長	再開いたします。 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第 3 条申請の整理番号 4 番、5 番、7 番、1 0 番、農地法第 5 条申請の整理番号 3 9 番、4 2 番、4 3 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇ (挙 手)
議 長	賛成多数でありますので、農地法第 3 条申請の整理番号 4 番、5 番、7 番、1 0 番、農地法第 5 条申請の整理番号 3 9 番、4 2 番、4 3 番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 7 6 号・公売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号 1 番、2 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
小池主事	◇ (議案書・順次、耕作面積、稼動力、地目、面積、公売実施機関を朗読、説明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 願い出人の住所が伊勢崎市、所在地前橋市、耕作に通えるのですか。
1 3 番委員	通作距離 7 k m、通作時間 2 0 分です。
小池主事	以前は 1 1 k m で却下されましたが。
2 3 番委員	許可基準に今は、通作距離、時間はなくなりました。基本的には通えるかどうかです。
富澤主任	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番、2 番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 7 6 号・公売農地の買受適格証明願い耕作目的については、整理番号 1 番、2 番を適格とすることに決定いたします。 なお、当該願い出人が最高価格競落人となり、許可申請が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。 次に、議案第 7 7 号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
師田主事	◇ (議案書、順次、土地の現状、利用目的、面積を朗読、説明)
	N01 から N03、経営農地が付近にある認定農業者が移転を受けるため効率的な農用地利用が期待できます。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇ (意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 7 7 号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定いたします。 次に、2 3 ページから 3 6 ページの報告事項ですが、報告事項 (1) から (3) までの

内容は、

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 法第4条の届出書の受理状況 | 5件 |
| (2) 法第5条の届出書の受理状況 | 23件 |
| (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 18件 |

です。

報告事項(4)は、10月総会において許可とした法第4条の農地転用1件、法第5条の農地転用1件、合計2件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、報告事項(5)令和2年度前橋市農業施策等に関する意見の回答について、事務局の説明を求めます。

◇(資料説明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

ご意見等ございませんか。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(総会閉会午後4時27分)

井上主任
議長

議長

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 1 1 月 7 日

議 長

署名人

署名人